



発行:上野西部地区住民自治協議会 総務・広報・人権部会  
 伊賀市上野福居町(上野西部公民館内)  
<http://www.uenoseibu.com/>

## 伊賀市の適正な土地利用に関する条例の 地域説明会

5月11日、ハイトピア伊賀にて平成30年度以降からの施行を目指す伊賀市の土地利用条例についての説明会がありました。

伊賀市では現在4つの都市計画区域(上野、阿山、伊賀、青山)があり合併前の各市町村の土地利用制度が混在しています。これを次の基本的な考え方に基づき新しい土地利用条例を運用して、地域の生活拠点の確保や地域コミュニティの維持、地域活力の向上等を図っていききたいとの説明がされました。

- イ) 4つの都市計画区域を1つに纏める。
- ロ) 上野都市計画区域にある市街化区域と市街化調整区域の線引きを見直す。(無くする方向)
- ハ) 現在市街化区域に設定している用途地域(商業地域、工業地域、第二種住居地域等)は残す。

## 運営委員会

5月17日、上野西部地区市民センターにて5月27日開催の総会に向け今期から就任された自治会長も出席されて運営委員会が開かれました。

議事は総会開催日を決定、総会上程議案の内容について協議しました。各部会長からの活動報告があり、引き続いて基本方針案、部会別事業計画案や予算案を協議しま

区域名称	上野中心 都市機能誘導区域	上野南部 都市機能誘導区域
誘導施設の方針	伊賀市の顔として市民や観光客の回遊性向上のための機能の誘導	伊賀市全域からの利用に配慮した行政・医療の拠点づくり
方針関連誘導施設	・市民コミュニティの中心交流施設※1 ・文化・歴史・観光集客交流施設※1	・市庁舎 ・新鉄道駅
維持補完誘導施設	総合スーパー	○
	食品スーパー	○
	病院	○
	診療所	○
	保育所・認定こども園	○
通所型 高齢者福祉施設	○	○

説明会資料

- 二) 土地利用制度(建てられる施設の誘導等の制度)については伊賀市土地利用条例により全市統一する。(上野西部地区については市街化区域の指定は無くなりますが用途地域の設定はそのまま残るため大きな変更は無いようです。)尚、今回の見直しにあたり都市計画税の新たな徴収は検討してないとの説明がありました。

した。最後に上野文化美術保存会ホームページ企画委員会から各祭町に新しく作る上野天神祭のホームページに掲載する祭りの情報(鬼だんじりやお祭りグッズ)の提出依頼がありました。

ユネスコ無形文化遺産

## 上野天神祭の開催日が変わります

平成29年は **10月20日(金)** **10月21日(土)** **10月22日(日)** **宵山**  
**足揃え**  
**本祭り**

上野天神祭りは地域の皆様の長年にわたるご支援のお陰を持ちましてこの度ユネスコ無形文化遺産に登録されました。改めて厚くお礼申し上げます。

さて 400 年の歴史ある上野天神祭は今まで 10 月 25 日が本祭りでありましたが、50 年先さらに 22 世紀を見据え上野天神祭が伊賀市民の皆さまと共に継承・発展し続けるためにこの度開催日を金・土・日に変更いたしました。今まで祭にご協力戴いてまいりました皆様方には突然の話で大変恐縮ではありますがこれからも従前以上のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



上野文化美術保存会長 八尾光祐

### 上野文化美術保存会からのお願い

## 上野天神祭 お祭グッズの募集

上野天神祭りの保持団体である上野文化美術保存会では今回の登録を記念し公式ホームページを今秋に立ち上げる企画を現在進めています。そして同ホームページには祭関連商品を上野天神祭公認グッズとして掲載したく考えております。

つきましては関連の商品を募集いたします。既にお持ちやこれから商品等の開発を検討されている方で掲載にご協力いただける方は保存会事務局までご連絡ください。主な掲載条件は次の通りです。

対象業者 伊賀市内に事業所がある方

掲載費用 保存会の関係町（上野西部地区内）の方は初回アップ・当面の維持費、

外部リンクを張らない場合は無料。

他の条件についてはお問い合わせ下さい。但し、画像処理等特殊作業が必要な場合は実費負担願います。

商品販売 各事業者で責任をもって販売下さい。保存会の手数料などは必要ありません。

掲載個数 1 事業者 1 個（原則）

申込・問い合わせ先

上野文化美術保存会事務局

伊賀市上野福居町

☎0595-23-9779

申込期日 平成 29 年 8 月 4 日

他 簡単な審査を致します。尚ご提案いただきましてもご希望にそえない場合がありますことをご了承ください。